



平成 25 年 6 月 14 日

各 位

会 社 名 大興電子通信株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 津玉 高秀
(コード番号 8023)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員
コーポレート本部長 山寺 光
(TEL 03-3266-8111)

特別調査委員会の調査結果に基づく再発防止措置について

当社の一部部門で発生した原価付替えによる不適切な会計処理に関し、平成 25 年 6 月 13 日に特別調査委員会からの調査報告書が当社取締役会に提出されました。

当社は、特別調査委員会が認定した事実と原因分析に基づいた実行すべき再発防止措置の提言を真摯に受け止め下記の再発防止措置を実施してまいります。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けしておりますことを改めてお詫び申しあげるとともに、信頼回復に向け、財務報告に関わる内部統制の見直しとコンプライアンス・ガバナンスの強化に努めてまいります。

記

1 財務報告に係る内部統制の改善

(1) 全社的統制

ア 統制環境

①コンプライアンスの浸透

経営者主導のもと、財務報告に関わる内部統制の役割や基本方針、これに基づき定めた行動規範や行動基準を役員および社員に対して継続的に徹底し、次の施策によりコンプライアンス意識を十分に浸透させる。

- ・事業計画の達成と同じレベルでコンプライアンスの評価を行う
- ・半期毎に開催される全社戦略会議において部店長に対しコンプライアンスの周知徹底を行い、各部店会議で議論を行い自己点検のうえ結果を経営者に報告する

②人事ローテーションの徹底

今回の不適切な会計処理に関与している管理職の多くが同一部門における長期在籍者であることから管理職の定期的な人事ローテーションを実施。

イ リスク評価と対応

従業員の不正に対する動機、機会を踏まえたリスクを常に意識し、リスク評価と対応を行うため、経営監理委員会の分科会であるリスク管理・コンプライアンス部会（月 1 回開催）に現場の業務プロセスを十分に理解したメンバーを加え、効率的かつ有効性のあるコントロールを整備運用する。

ウ 統制活動

今回の不適切な会計処理は、リスクを検出しながら十分な対応がなされていなかったことから、リスク評価結果にそって職務分掌を見直し、具体的な手順を文書化し実効性の高い統制活動を実施。

エ 情報と伝達

内部通報制度について、通常のレポートラインとは独立した伝達経路として機能させるため、四半期毎に従業員に十分に周知する。

また、財務報告の信頼性に関する経営者の方針が現場に正しく伝達されるよう、営業会議やその他の機会を活用し経営者からのメッセージの継続した発信を行う。

オ モニタリング

日常的モニタリングや内部監査部門による独立評価が、より深度のあるモニタリング活動となるよう手順、体制の見直しを行う。

(2) 業務プロセス統制

業務プロセス統制について、当社では顧客要望によりシステム構成に頻繁に変更が生じ、受注明細変更が必要となるという業務の特性があるため、従来から予防的統制よりも、事後の発見的統制に重きを置いて整備、運用してまいりました。

今回の不適切な会計処理は、事後の発見的統制が十分に機能していなかったことが原因でありますので、今後は予防的統制を部分的に追加で取り入れることを検討しつつ、事後の発見的統制について、モニタリング手続きを強化することで、下記のポイントについて内部統制システムを再整備し、運用することを検討します。

ア 仕掛品の実在性に関する内部統制の改善

①受注登録の変更

受注後に受注登録した内容を変更する場合の統制

②外注発注の承認体制

本来の受注案件と別の受注案件に原価が付替えられるリスクに対し、適切な受注番号に登録されるよう承認する統制

③ 労務費の集計システムの運用

労務費の正確な集計のために、稼働時間のみならず、担当者がどの受注番号へ登録したかについて確認・承認する統制

イ 売上原価の期間帰属の適正性に関する内部統制の改善

①高差益の案件の内容確認について

原価を付け替えることにより高差益となる恐れがあるため、高差益の案件のモニタリングを強化

②決算ごとに行われる原価付替えのモニタリングについて

四半期毎の受注先・受注案件と発注時の納品先・発注案件との比較チェックについてモニタリングを強化

③売上計上の際の関連証憑との突合について

今回の不適切な原価付替えは受注明細と注文書、検収明細を詳細に照合することにより発見可能であったことから、証憑の突合について深度を強化

④保管売上の計上について

例外的な手続である保管売上の手続の明確化と周知徹底

ウ 受注在庫の実在性に関する内部統制の改善

①直送在庫の実在性について

顧客に直送されている在庫については、全ての顧客を対象として未検収である旨の確認文書回収や担当者による現物確認を含む代替手段を検討

2 コンプライアンス、ガバナンスの改善

(1) 厳正な処分による役員及び社員の意識改革

「不正は絶対に許さない」「会社のためという弁解は一切通用しない」という経営トップの意思を全社員に明確に伝えるために、経営陣には以下のとおり厳正な処分を行います。

代表取締役	役員報酬 30%カットを 3 か月
業務執行取締役	役員報酬 20%カットを 3 か月
社外取締役	役員報酬 10%カットを 1 か月
常勤監査役	役員報酬 10%カットを 2 か月
社外監査役	役員報酬 10%カットを 1 か月

また、今回不正を行った社員、特に部下に指示して不正を行わせたライン管理職には厳重な処分を課し、不正のリスク要因を認識できながら不正を未然に防止できなかった内部統制部門にも処分を科す予定です。

(2) 取締役会及び監査役会による継続的モニタリング

上述したような再発防止措置について、当社の経営トップが具体的方策を策定し、これを実施していくプロセスを、取締役会及び監査役会が継続的にモニタリングします。

3 スケジュール

再発防止策のスケジュールは、別紙のとおりといたします。なお、実施内容と進捗については業務プロセス統制の対応完了後平成 25 年 7 月末にお知らせする予定です。

以 上

再発防止措置の実施スケジュール

改善作業項目	平成25年6月	7月	8月	9月
1. 財務報告に係る内部統制の改善				
(1) 全社的統制				
ア 統制環境	実施	→		
イ リスク評価と対応	実施	→		
ウ 統制活動	検討	実施	※業務プロセスを踏まえた実施 →	
エ 情報と伝達	実施	→		
オ モニタリング	検討	実施	※平成26年3月期第1四半期決算より開始 →	
(2) 業務プロセス統制				
ア 仕掛品の実在性				
① 受注登録の変更改善	プログラム準備 運用見直し	実施	→	
② 外注発注の承認体制改善	運用見直し	実施	→	
③ 労務費集計システムの運用改善	実施	→		
イ 売上原価の期間帰属の適正性		※6月末の集計より実施		
① 高差益の案件の内容確認強化	プログラム準備 運用見直し	実施	※平成26年3月期第1四半期決算より開始 →	
② 決算毎原価付替モニタリング強化	運用見直し	実施	※平成26年3月期第1四半期決算より開始 →	
③ 売上計上時の証憑突合強化	運用見直し	実施	※平成26年3月期第1四半期決算より開始 →	
④ 保管売上の計上周知		実施	→	
ウ 受注在庫の実在性に関する内部統制				
① 直送在庫の実在性(※)		※期末の実地棚卸と同時に実施 →		
2. コンプライアンス・ガバナンスの改善				
(1) 厳正な処分による役員及び社員の意識改革	▲ 処分実施			
(2) 取締役会及び監査役会による継続的モニタリング	実施	→		